

件名	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年6月15日公布、10月1日施行）

【改正の概要】

認定こども園における食事の提供にあたって、従来は、幼保連携型、幼稚園型、地方裁量型のみに限定して可能であったとしていた満3歳以上の幼児に対する食事の外部搬入（施設外で調理し搬入すること）について、保育所型においても認めることとする。

改正箇所 別表（第3条関係）認定こども園の認定の基準 3施設設備（7）

本条例は、認定こども園の認定の基準その他法の施行に関し必要な事項を定めたもので、認定の基準については、「法第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」（以下「国基準」）を参酌して県が条例で定めることとされており、本県の基準は国基準と同水準としている。

平成22年6月1日に認定こども園における食事の提供に関して国基準の改正が行われたので、本条例についてもこれに合わせて所要の改正を行おうとするもの。

施行日 平成22年10月15日

【その他参考事項】

国基準の改正について

保育所での食事の提供について、従来は構造改革特別区域内に限り外部搬入を認めることとされていたが、平成22年3月の構造改革特別区域推進本部決定において、3歳以上児に対する給食については、特別の特例措置を全国展開することとされ、全ての保育所で満3歳以上の児童に対する食事の提供に限り外部搬入を認めることとされた。

これに伴い国基準を改正し、認定こども園における食事の提供にあたって、従来は保育所型ではない類型（幼保連携型、幼稚園型、地方裁量型）のみに限定して可能であったとしていた満3歳以上の幼児に対する食事の外部搬入について、保育所型においても認めることとした。